

## 「平成 30 年度 京浜臨海部立地企業動向調査」業務委託 仕様書

### 1 目的

本業務は、京浜臨海部再編整備協議会（以下「協議会」という。） 会長 有泉尚英が、京浜臨海部に立地する事業所について、現在の事業活動の状況や今後の事業展開方針などを把握するとともに、京浜臨海部における動向分析や課題抽出を行い、今後の取組の方向性の検討に資することを目的に、受託者に業務委託して実施するものとする。

### 2 委託期間

契約締結日から平成 31 年 1 月 31 日まで

### 3 業務内容

#### (1) アンケート調査の実施

受託者は、次のとおりアンケート調査を実施する。

##### ア 調査対象

協議会が指定する、京浜臨海部に立地する事業所（約820事業所）

##### ① 所在地

横浜市神奈川区及び鶴見区並びに川崎市川崎区のうち、産業道路より海側（※）の区域（ヨコハマポートサイド地区を除く）

※ 生麦 J C T以西については、首都高速横羽線より海側の区域とする。

##### ② 業種

製造業、運輸・通信業、建設業、電気・ガス・水道・熱供給業、学術研究業、廃棄物処理業

##### イ アンケート票の作成・印刷

受託者は、協議会が指定する次の調査項目をもとに、アンケート票の作成、印刷を行う。その際受託者は、より効果的なアンケート結果が導き出せるよう、設問の内容、回答方式、選択肢の内容、記入例、アンケート票のデザイン等について工夫するものとする。

なお、アンケート票は、A 4 版縦・10頁程度とし、850部作成する。

##### ① 事業所の現状について

- ・ 事業所の機能
- ・ 従業員数や売上高、経常利益の推移
- ・ 今後の用地展開や設備投資計画
- ・ 京浜臨海部に立地するメリット・デメリット

- ・ 企業間連携や防災など、各分野における取組状況 等
- ② 土地利用の状況について
  - ・ 遊休地や低未利用地の有無、発生理由、今後の利用予定、発生見込み
  - ・ 今後の用地取得予定 等
- ③ 今後の事業展開について
  - ・ 今後の事業展開について
  - ・ 新たな産業や分野への進出について
  - ・ 異業種・他分野連携の取組について 等
- ④ その他
  - ・ 行政に対する要望
  - ・ 公共インフラの整備や事業に対する希望
  - ・ 事業の支障となっていること、困っていること 等

#### ウ アンケート票の配付・回収・集計

協議会は、アに掲げる調査対象事業所について、事業所名、所在地、電話番号を電子ファイルで受託者に提供する。受託者はこれをもとに、調査員の訪問留め置き方式等によるアンケート票の配付及び回収並びにアンケート結果の集計を実施する。

なお、事業所から特段の希望があり、かつ、アンケート票の確実な受け渡しが可能と見込まれる場合は、郵送、ファクシミリ又は電子メールによる配付及び回収も可とする。

受託者は、契約締結後速やかにアンケート調査の実施計画書（アンケート票の配付・回収計画の詳細を含む）を作成し、発注者と協議するものとする。

##### ① アンケート票の配付

調査員が事業所を個別に訪問等し、調査の趣旨を説明の上、アンケート票への記載を依頼し、回収日を約する。

受託者は、事前に電話で事業所に訪問日時を伝えるなど、スムーズな配付が可能となるよう、できる限り努めるものとする。

##### ② アンケート票の回収

受託者は、指定期日にアンケート票を回収できなかった場合、電話等による催促、回収したアンケート票に記載漏れ等があった場合の電話等による補完を実施するなど、アンケート票の回収率及びアンケート精度の向上のため、できる限り努め、アンケート票の回収率を60%以上とする。

##### ③ アンケートの集計

回収したアンケート票の全項目をMicrosoft Excel形式のデータとして入力し、集計表及びグラフ等を作成する。集計方法は、京浜臨海部全体及び横浜市・川崎市別の項目単純集計並びに業種別・事業所規模別のクロス集計等、再編加

工による多面的な集計を行う。

## (2) ヒアリング調査の実施

受託者は、協議会と共に、次のとおりヒアリング調査を実施する。

具体のヒアリング先は協議会が決定するが、受託者は、アンケート結果等を踏まえ、協議会に候補を提示するものとする。

また、受託者は、ヒアリング項目や内容の案を作成し、協議会に提示するとともに、専門的知識を活かしたヒアリングを行い、その結果を取りまとめるものとする。

### ア 事業所へのヒアリング調査

#### ① 調査対象

(1)のアンケート調査の結果を踏まえ選定した10事業所程度。

#### ② 概要

アンケート調査の結果も踏まえ、次の項目についてヒアリングを行う。

- ・ 事業活動の現状
- ・ 今後の事業活動の動向
- ・ 事業を進める上での課題
- ・ 企業間連携や防災等の取組
- ・ 行政への要望
- ・ その他、(4)調査結果の分析・取りまとめを行うために必要な事項

### イ 関係団体等へのヒアリング調査

#### ① 調査対象

横浜商工会議所、川崎商工会議所、川崎信用金庫、横浜信用金庫、神奈川経済同友会など、京浜臨海部に関係する5団体程度

#### ② 概要

アンケート調査の結果も踏まえ、次の項目についてヒアリングを行う。

- ・ 京浜臨海部の現況や動向、課題に対する認識
- ・ 地域ごと、業界ごとの特徴
- ・ 各団体による立地企業に対する取組
- ・ 遊休地や低未利用地の状況に対する認識
- ・ その他、(4)調査結果の分析・取りまとめを行うために必要な事項

## (3) 文献調査の実施

受託者は、既存の各種調査結果や統計資料等により、(4)調査結果の分析・取りまとめを行うために必要な事項について、京浜臨海部の現状を把握するための文献調査を実施する。

なお、その際、「京浜臨海部における動向分析調査報告書」（平成27年3月、京浜

臨海部再編整備協議会。以下、「前回調査」という。)の調査項目も参考とし、適宜各項目の更新(時点修正)を行う。

**【前回調査の主な項目】**

- ・立地企業の状況  
産業の集積状況、事業所の産業構成、事業所の機能(本社、研究所、倉庫)別分布状況
- ・土地利用  
土地利用の状況
- ・都市基盤整備  
鉄道、道路、港湾
- ・社会的条件  
地価動向、関連法規の適用状況等
- ・環境  
京浜臨海部の環境の現状、立地企業等による環境への取組
- ・防災  
東日本大震災の県内企業への影響、東日本大震災の京浜臨海部への影響
- ・京浜臨海部に関する神奈川県・横浜市・川崎市等の取組  
京浜臨海部に関する方針・計画等、京浜臨海部に関する組織

**(4) 調査結果の分析・取りまとめ**

受託者は、(1)～(3)により得られた調査結果を分析し、京浜臨海部の現状と課題を取りまとめる。

なお、調査結果の分析に当たっては、前回調査を参考に、地域(横浜市域・川崎市域)ごと、業種ごとの傾向にも留意し、前回調査結果との比較や最新の動向に対応する傾向の分析を行うこと。また、現状と課題の取りまとめに当たっては、主に次の視点から、前回調査で示された課題も踏まえたものとする。

**【取りまとめの視点】**

- ・産業
- ・土地利用
- ・都市基盤整備
- ・環境
- ・防災
- ・市民との共生 等

**(5) 中間報告等**

ア アンケート調査の集計結果の報告

受託者は、(1)のアンケート調査の結果を取りまとめ、集計結果書を平成30年9月中旬を目途に協議会に報告するものとする。協議会及び受託者は、(2)のヒアリング調査の対象選定に当たって、この報告内容を参考とする。

#### イ 中間報告書の提出

受託者は、調査結果全体の概要を取りまとめた中間報告書を、平成30年12月中を目途に協議会に提出するものとする。協議会及び受託者は、この内容を基に分析・課題整理などを行い、最終報告書に反映させるものとする。

### 4 成果品

#### (1) 納入先

京浜臨海部再編整備協議会事務局  
(神奈川県政策局自治振興部地域政策課)

#### (2) 成果品

- ・ 報告書 15部  
A4版再生紙両面印刷。背表紙に報告書の題名を印字すること。
- ・ 報告書(概要版) 300部  
A4版再生紙両面印刷。Microsoft Power Point等により、調査結果の概要を10頁程度で分かりやすくPRできるようまとめること。
- ・ データ 3枚  
報告書(概要版含む)の原稿をMicrosoft Excel形式、Microsoft Word形式及びPDF形式に記録したもの。また、入力した事業所データ、集計結果のデータ(Microsoft Excel形式)を格納したCD-R)

#### (3) 納品日

平成31年1月31日(木)まで

### 5 著作権

本業務の契約に伴い生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から、発注者に帰属する。

### 6 その他の留意事項

- (1) 受注者は、契約締結後、直ちに仕様書等に基づき、実施体制、工程表及びアンケート調査の実施計画書(アンケート票の配布・回収計画の詳細を含む)を記載した「事業遂行計画書」を速やかに提出し、発注者と協議すること。
- (2) 本委託事業の遂行にあたり、専門分野が委託業務にふさわしく、且つ、実績がある者を実施管理責任者として定めること。
- (3) 委託期間中、担当者(事務局との連絡調整担当者)を置くこと。本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議のうえ、その指示に従い事業を進めるとともに、発注者は委託期間中いつでもその進捗状況の報告を求

めることができるものとする。

- (4) 本事業の作成業務に関し、委託契約期間中に生じた上記以外の事項、詳細等については、発注者と受注者との間で随時協議して決定する。